

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月9日
【会社名】	株式会社東海理化電機製作所
【英訳名】	TOKAI RIKI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 二之夕裕美
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	愛知県丹羽郡大口町豊田三丁目260番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長二之夕裕美は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しております。

当社グループは企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠し、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見できない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社代表取締役社長二之夕裕美は、事業年度末日である2026年3月31日を基準日として当社グループの財務報告に係る内部統制の評価を実施しました。財務報告に係る内部統制の評価にあたり、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

財務報告に係る内部統制の評価範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を設定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価対象となる事業拠点と業務プロセスに係る内部統制の評価対象を合理的に選定しております。

全社的な内部統制の評価対象は、当社及び連結子会社29社の合計30社としており、金額的及び質的重要性の観点から財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性が僅少であると判断した残りの連結子会社8社及び持分法適用関連会社5社については、評価対象に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制は、基準に従い、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、重要な事業拠点及び評価対象とする業務プロセスを選定しております。重要な事業拠点の選定にあたり、当社グループは自動車用部品サプライヤーとして日本、北米、アジア、その他（欧州・南米）の各地域で事業活動を行い、日本においては当社及び連結子会社、海外においては各地に設立したそれぞれの連結子会社が、製造・販売を担当しており、いずれの地域においても自動車用部品の製造・販売を主たる事業としていることから、事業拠点の重要性を判断する指標としては、製造・販売の規模を示す売上高が適切であると判断し、売上高を重要な事業拠点の選定指標といたしました。全社的な内部統制の評価結果が良好であったことから、前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）を金額の高い拠点から合算し、前連結会計年度の連結売上高のおおむね3分の2程度に達する当社、TRAMグループ4社、TRTを「重要な事業拠点」として、業務プロセスに係る内部統制の有効性の評価を行いました。なお、当連結会計年度の売上高においても、当社、TRAMグループ4社、TRTの売上高（連結会社間取引消去後）の合計は、連結売上高のおおむね3分の2程度に達していることから、当社、TRAMグループ4社、TRTを「重要な事業拠点」として評価することは適切であると判断しております。

事業拠点別当連結会計年度（2026年3月期）の売上高（連結会社間取引消去後）構成比率

事業拠点	親会社	子会社	子会社	子会社	合計
	当社	TRAMグループ	TRT	その他32社	
事業内容	自動車用部品	自動車用部品	自動車用部品	自動車用部品	
	事業他	事業他	事業他	事業他	
	製造・販売	製造・販売	製造・販売	製造・販売他	
連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の構成比率	33.5%	22.2%	8.0%	36.3%	100.0%
重要な事業拠点の選択結果					

当該重要な事業拠点はいずれも自動車用部品の製造・販売が主な事業活動であるため、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、売上原価、売掛金、買掛金及び棚卸資産を選定し、当該勘定科目に至る販売、調達、棚卸資産プロセスを共通の評価対象としました。さらに、選定した事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点を含めた範囲におけるその他のプロセスのうち、事業目的との関連性及び金額的重要性が高い勘定科目に係る業務プロセスである当社の有形固定資産プロセス及び労務費プロセスを評価の対象としました。加えて、重要な虚偽表示の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスである当社の税効果プロセス及び製品保証引当金プロセスについては、財務報告への影響を勘案して評価の対象といたしました。

評価の手続については、全社的な内部統制は、評価対象とする全事業拠点に対して、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に示された内部統制基本要素の整備と運用を統制上の要点として、その有効性を評価いたしました。業務プロセスに係る内部統制は、評価対象とする業務プロセスを分析した上で、関連文書の閲覧、当該内部統制に関する適切な担当者への質問、業務の観察、内部統制の実施記録の検証等の手続を実施することにより、内部統制の有効性を評価いたしました。

3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告の適正性に重要な影響を及ぼすものであり開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

したがって、2026年3月31日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社の2026年3月期の決算作業において、過年度の退職給付に係る税効果会計の処理に誤りがあり、繰延税金資産の計上が過大であったことが判明したため、2021年3月期から2025年3月期の有価証券報告書、2024年3月期の四半期報告書及び2025年3月期、2026年3月期の半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

当該訂正に至った原因は次のとおりです。

当社は退職金制度として確定給付企業年金制度、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けており、このうち確定給付企業年金制度及び退職一時金制度において税効果会計の適用対象となる税務上の一時差異が生じております。また、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度のそれぞれにおいて退職給付信託を設定しており、当該退職給付信託からも一時差異が生じております。これら複数の退職金制度及び退職給付信託に係る一時差異の内容を正確に把握し、税効果会計を正しく適用するには、会計上の高度な専門的知識と判断が必要となります。

当社においては、税効果会計の適用にあたり、要領書及びチェックリストを作成したうえで、担当者が要領書及びチェックリストに沿って決算作業を行い、上位者がその結果を改めて検証するという内部統制を整備及び運用しておりました。

しかしながら、当社の税効果会計に関する要領書及びチェックリストには、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に定められている手順が正確かつ詳細に記載されておらず、特に一時差異の性質に応じたスケジューリング及び解消見込年度毎に相殺する手順が明確にされておりました。したがって、当該状況を内部統制の整備上の不備として識別しました。また、税効果会計の適用にあたり、当社の退職金制度に係る一時差異の性質を正しく認識し、適切にスケジューリングを行い、繰延税金資産の回収可能性を判断するには会計上の高度な専門的知識と判断が必要でしたが、決算作業において十分な検証や確認がされておらず、結果として誤りが生じたものと判断しました。したがって、当該状況を内部統制の運用上の不備として識別しました。

これらの内部統制の不備が財務報告に重大な影響を及ぼしていることから、税効果会計の適用に関する決算・財務報告プロセスにおける開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。また、当該開示すべき重要な不備については、2026年4月に判明したため、2026年3月期末までに是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正し適切な内部統制を整備及び運用するために、以下の取り組みを行います。

- ・税効果会計に関するものを始めとして、要領書及びチェックリストにおいて、対象となる会計処理の複雑性や特殊性を十分に踏まえたものとなるように記載の見直しを行う。
- ・税効果会計の適用に重点を置いた研修を含む専門能力の継続的な向上を図り、決算作業において予断を持たず深度ある検証と確認を行う。
- ・事業環境の変化や新規事象の発生に伴う重要な会計論点については、慎重な検討を行うとともに、当社の監査法人とより適時に頻度高く協議を行う。

4【付記事項】

該当する事項はありません。

5【特記事項】

該当する事項はありません。